

告 示

埼玉県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により大和ハウス工業株式会社から幸手都市計画事業官代和戸横町地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕